平成２２年（フ）第２７７５号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地　８・９ハイツ２号
債務者　對馬　康人
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７７８号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目１番75―207号
債務者　福田　里美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０７号
札幌市中央区南５条西18丁目３番25号　第２マンション安田Ａ棟20号、住民票上の住所札幌市中央区南５条西18丁目３番24号　第２マンション安田Ｂ棟20号
債務者　田中タカ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１４号
札幌市中央区南13条西７丁目１番12号　第一朝日マンション205号
債務者　所　多美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１６号
北海道江別市向ケ丘２番地の６　コーポ・エーエム201号室
債務者　畠山　敬男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目３番１号　コージネスコート203号
債務者　安藤　広昭
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３５号
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目１番10号　カネタハウスＤ205
債務者　地藏　登幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４４号
北海道石狩市花川南２条１丁目22番地10
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
北海道上川郡和寒町字日ノ出４番地
債務者　谷口　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道上川郡和寒町字三和402番地
債務者　渡利　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道網走市つくしケ丘６丁目８番１―21号
債務者　飯島　　健
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道網走市つくしケ丘６丁目８番１―21号
債務者　飯島　ゆか
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
群馬県高崎市鼻高町45番地８　鼻高テラスハウスＣ―103号
債務者　渋谷　裕和
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６６０号
埼玉県所沢市林３丁目580番地の１　ブランドール203、前住所石川県輪島市鳳至町鳳至丁137番地の４
債務者　濱野真寿美（旧姓細道）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９９号
埼玉県所沢市大字亀ケ谷130番地の15　クレセントコーポＣ―202
債務者　若狭　智子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７号
新潟県三条市月岡１丁目９番21号
債務者　ダム・ダムこと　田辺　吉俊
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７８号
新潟県三条市月岡１丁目９番21号
債務者　田辺すみ江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２８号
新潟県佐渡市吉岡931番地13
債務者　山口愼太郎
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　新潟地方裁判所佐渡支部